

医療事故調査制度に関する基本的考え方

全国医学部長病院長会議 大学病院の医療事故対策委員会

①医療事故調査制度は、医療の安全の確保及び医療事故の再発防止が目的である。医師法 21 条による警察への届出に代替するものではないこと、紛争解決の手段ではないことに注意が必要である。

②報告対象であるか否かの判断は、あくまでも法律（改正医療法第 6 条の 10）に基づいて管理者が行う。関係当事者である医療従事者や遺族の意向及び、紛争への発展の可能性より判断が左右されてはならない。

③大学病院では、医療者のプロフェッショナリズムに基づき、医療事故調査制度の報告対象であるか否かにこだわらず、重篤な障害の残存事例、濃厚な処置・治療を要した事例に対しても、制度発足以前と同様に、必要な調査を行う。

④全国医学部長病院長会議に属する大学病院は、医療事故調査等支援団体として、厚生労働省より告示（平成 27 年 8 月 6 日付厚生労働省告示第 343 号）されている。大学病院の管理者は、地域の医療安全の中核を担う意識を持ち、都道府県医師会と連携して他施設からの支援の依頼を受け入れるよう努める。

⑤医療事故調査等支援団体については病院団体、学術団体、その他と多岐多様に及んでいる。このため、各都道府県医師会において、医療事故調査等支援団体を束ねる協議会の設置が求められると思われる。このような状況についても、各地域に所在する大学病院は各都道府県医師会と密に連携することが望まれる。